

平成25年第4回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成25年12月6日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和
町づくり推進課企画調整幹 中村茂弘 町民課長 羽場幸春
農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久 観光課長 岩下弘幸
教育次長 宮坂 晃 会計室長 小宮山清富
たてしな保育園園長 真瀬垣妙子 庶務係長 遠山 一郎

散会 午後1時51分

議長（滝沢寿美雄君）これから、12月6日、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ここで、笹井総務課長より発言を求められていますので、発言を許可します。笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君）おはようございます。

冒頭、お願いをさせていただきたいと思います。

議案第68号につきまして、議案の表記に誤りがございました。議長と相談の上、訂正をさせていただきたいと思います。大変ご迷惑をおかけをし、申しわけございません。よろしく願いをいたします。

◎日程第1 議案第68号

議長（滝沢寿美雄君）日程第1 議案第68号 立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第69号

議長（滝沢寿美雄君）日程第2 議案第69号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第70号

議長（滝沢寿美雄君）日程第3 議案第70号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第71号

議長（滝沢寿美雄君）日程第4 議案第71号 立科町生活排水共同処理施設条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第72号

議長（滝沢寿美雄君）日程第5 議案第72号 立科町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第73号

議長（滝沢寿美雄君）日程第6 議案第73号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第74号

議長（滝沢寿美雄君）日程第7 議案第74号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第75号

議長（滝沢寿美雄君）日程第8 議案第75号 立科町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第76号

議長（滝沢寿美雄君）日程第9 議案第76号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第77号

議長（滝沢寿美雄君）日程第10 議案第77号 立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）今回の一部改正の提案でございますけれども、その中で、第11条中の「隔月徴収する。」が削除されました。理由を推測するには、これは支払方法という項目ですので、「隔月徴収する」というのを削除して、納付書等での支払という形での文言に変えたと思っておりますけれども、この隔月徴収を削除したことによって、徴収をいつするのか、毎月なのか隔月なのか、半年払いなのか1年払いなのか、全くこの条例の中に徴収する月、どういう形で徴収するかということが条例上の中にはない。これによりますと、したがって条例でいつ徴収するかということがないので、納付書とか口座振替依頼書にいつするかということも規定がなくなってしまうというふうに読み取れるんですけれども、その点はいかがかなということですよ。

議長（滝沢寿美雄君）萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君）この第11条の関係につきましては、水道条例の24条から26条、これに内容的には委任したような形になっているんですが、その中でこの部分については記載されておりますので、この水道条例の24条から26条の間、これを加えたものですから、それに従って行うということですよ。基本的には、給水条例の使用水量、これによって下水料が発生してきますので、給水条例に沿って、適用してやるということで、その24条から26条の中で記載されているという事項ということですよ。

議長（滝沢寿美雄君）7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）給水条例の24条、25条、26条、これを加えたわけですが、24条というのは料金の算定、25条は使用水量及び用途の認定、26条というのは特別の場合における料金の算定であって、料金にかかわる算定に関する条例がここに加わったというだけであって、一般の下水道条例にしても、それから給水条例にしても、下水道条例では第15条に使用料の徴収という項目があって、そこで使用料を毎月徴収するというふうには規定されています。それから、給水条例では、第28条で納入通知書により毎月徴収するというふうには規定されています。白樺高原下水道の、この設置条例においてはどういう形で徴収するか、全く記載されていない。これでは納付書も発行できませんし、口座振替の請求もできないという形になってしまいますけれども、法規委員会の所管である副町長、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）森澤副町長。

副町長（森澤光則君）法規審査委員会の中でどのような審議をしたかということでございますけれども、今、手元に資料がないわけでございますけれども、下水道料金につきましては、原則水道の給水条例をもとに算定しているという、法規審査委員会の中では解釈をいたしてございます。

議長（滝沢寿美雄君）7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）先ほど説明したように、給水条例の24条から26条は料金の算定に関して定めた条例で、徴収にかかわる問題は一切触れておりません。白樺高原下水道の、この管理設置条例の中には、今までは「隔月に徴収する」というふうには条例上、ありましたから、今現在隔月に徴収しております。今回、「隔月」をとってしまう。ただ、納付通知書及び口座振替書によって支払うというだけの方法を定めているんです。では、その方法を定めたもの、いつ請求するかということが条例にないんです。口座振替はいつ請求するんですか。6カ月分をまとめて請求するのか、

1年分を請求するのか、毎月請求するのか、隔月に請求するかと、それが規定されていないんです、これをとったら。だから、「隔月」をとってはいけないんです、これは。

議長（滝沢寿美雄君） 萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君） 給水条例には給水条例施行規則というものが、これは条例の中の細かいことをうたっているわけですが、その中の第4章で料金についてうたわれているわけでございます。そのこの条文、ちょっと今、内容を細かく見てないんですが、規則にはうたわれている部分がございますので、それに従ってやっているということでございます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） 規則にうたおうがうたうまいが、条例上にはないものを、下水道のほうの、こっちの本文の条例にはないものを、給水条例の24条、26条を適用するというふうになっているだけであって、徴収に関する規定は一切なくなったということなんです。これは施行期日がいつになりますかね、これが決まったら、来年の4月1日だよ。4月1日から請求できなくなりますよ。

議長（滝沢寿美雄君） 萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君） 水道料金につきましては、給水条例の第2項で、これはこれによって下水道の料金が算定されるということですので、あくまでも給水条例が基本なんですよね。下水道条例の中での使用水量については、給水条例がもとでこの料金を徴収しているということですので、この24条の第2項で隔月の定期日にメーターの点検を行い、定期日の属する月分、及びその全月分の料金として算定することができるというふうになっているわけですね。この場合、この使用水量は隔月の平均とみなすということになっているわけです。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） 給水条例が規定されるといっても、給水条例が規定されるということに関して、給水条例を規定するのは第9条しかないわけですよ、書かれているのは。第9条というのは、汚水排出量の認定ですよ。汚水排出量の認定に関して、給水条例の第24条から今度加わって、第26条までというものを加えたわけでしょう。汚水排出量の認定のための条例ですよ。それをこのまま通すならば、来年1月からは多分請求できなくなるかと思えますけれども、この白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例は非常に古い条例で、途中で改正しておりますけれども、非常に不具合が多い。といいますのは、他の条例で、今回提案されている中で、立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例の内容を、他の条例は、督促とか、そういう項目は条例の中にあって、それを今回、全面改正される条例に、その中に入れております。

ところが、白樺高原の、この管理条例は、もともとが督促とか延滞に関する条項がないんです。ないがゆえに、今回提案された、全面改正される、その条例に全て依存をしている。条例そのものに督促とか、そういう項目を設けなくて依存をするということは、条例としては、非常にわかりにくい条例であるというふうに私は思うわけです。それを見ても、督促とか延滞に関する条例がないわけですね。じゃ、延滞をした場合、どうしたらいいといたら、今度は別の条例を見なければわからない、非常に条例として完結できていない。したがって、私は提案として、今、

例規集を直そうとしています。例規集を直そうとしているわけですから、この白樺高原の、この下水道の設置及び管理に関する条例は、その設置の第2条の中にも、立科町開発区域内、蓼科牧場及び女神湖周辺で旅館または食堂を営む及び団体並びに法人等の施設について、し尿等の下水を集中浄化するために立科白樺高原下水道を設置するというふうに、非常に古い内容になっているということですから、抜本的な見直しをあわせてして、3月の定例会等でも遅くないわけですから、3月定例会等においてそれをもう一度再提案されることを提案いたしますけれども、いかがでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君） 萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君） 冒頭申しました橋本議員さんの滞納延滞金の問題だとか、その条文は白樺高原下水の条例の中には、確かに記載されておられません。しかし、今度制定されます、税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金並びに滞納処分に関する条例が制定されました。これは、税以外の収入金に関して、全て当てはまるものでございます。だから、これが適用されるということで、この解釈でお願いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） それはよくわかっているんです。課長の言われることはよくわかっております。ただ、条例として、そういう督促とか、そういうものがないという条例は不備であろうと、ほかの給水条例とか下水道条例は、全てそういう項目を入れて、そのほかの条例を適用するというふうな条例構成になっているわけです。この高原下水の設置条例はそういうものは取っ払っちゃって、何だかわからない状態の中で、ただ単純に他の条例に依存をしているというような構成をしているから、条例としては不備であろうということを言っているわけです。課長の言われているのはよくわかっております。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 条例につきましては、昨日の全協の中でも、その用語的なものが時代時代の中で変わってくるということで、今回お願いした経過がございます。条例の中には町発足以来のものもあるわけがございますので、当時、設置条例を設けたときは、そのときの状況等の中でそのようになっているのではないかと思いますので、ただいまいただいたご意見につきましては、わかる範囲で経過等も見た中で、今風といたしますか、より町民の皆さんにわかりやすい形に変えられる部分があるのであれば、また検討をさせていただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案78号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第11 議案第78号 立科町給水条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案79号

議長（滝沢寿美雄君）日程第12 議案第79号 平成25年度立科町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11番、小池美佐江君。

11番（小池美佐江君）18ページ、土木費の中の樽ヶ沢、この進捗状況と内容をお尋ねします。

議長（滝沢寿美雄君）萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君）委託料の樽ヶ沢町有地造成測量設計委託料でございます。これは、主要地方道諏訪白樺湖小諸線、白樺湖から来ますと、樽ヶ沢温泉のところに、数年前に造成した土地がございますが、あそこは道路改良に伴う残土を処分していた場所でございます。あの場所が5年ぐらいということで計画、当初しておりましたが、道路の改築工事が予定以外に、予想以上に工事がありまして、特に路盤材等の捨て土が多くなったわけでございます。それで、予定したよりも、ご覧いただいているのでわかるかと思えますけれども、平らよりも、山盛り状態にもう今なっておりまして、これからまだ白樺湖線につきましては改良工事が進むわけですが、それに伴う発生土量が、まだ1万立米以上の土量を処分しなければならないという状況でございます。今埋めてある北側といいますか、白樺湖寄りといいますか、あの辺のところに一応泥を処分する、しながら造成をしていくということの場所を選定して、どういうふうに盛り上げていくかというようなことを測量をして設計をする、この委託料でございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）今の質問と同じ質問でございますけれども、ただいまの萩原課長のご説明ですと、残土が多くなったので、残土をさらにその北側のほうに埋めるというふうなことです。けれども、この残土を埋めていくということの目的が何か明瞭ではないような、何のために残土を、あそこをどんどん埋めていくのかと、その目的に関してはどのようになっているのでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君）目的については、はっきりは決まってはいません。とりあえず、土を埋めながら、あと利用ができる状態にしていくということでございます。

議長（滝沢寿美雄君）7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）目的がまだ決まってないということで、もともとがあそこに温泉の源泉があるということで、そこを埋めると、それで温泉の源泉を守るという工事も予算の中でとりまして、現実的に工事としてやっておられます。今回の測量そのものの中に、例えば3カ年計画において、これは観光課の所管でございますけれども、樽ヶ沢日帰り温泉施設、それから温泉スタンドの設置というものが3カ年計画の中に入っている。26年、27年、26年度は1,000万、27年度は5,000万円というものが計画の中に入っておりますけれども、それらを見越した形での測量をするという考え方があるのかどうかということをお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）萩原建設課長。

建設課長（荻原邦久君）とりあえず、この残土を、一応安定的に、また危険のない処分をするという方法で、将来どのように使っても、これは問題ないだろうと、崩落する恐れもないだろうという測量をして設計をするという、こういう状況にするということでございます。

議長（滝沢寿美雄君）7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）本来ならば、目的があつて残土を埋めていくと、目的を先に決めるべきではないかと思ひますけれども、この辺は理事者側はどういうふうにお考えなんでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）お答えをいたします。

今、2つの話が出ましたですね。今現在のところの使い道ということで、道と平らになつたわけです。いずれにしても、何かに使いたいなという思いはありまして、温泉の源泉もとれるような仕組みは残しております。一応、それも将来はやりたいということで、何年計画という話もしていましたけれども、それはいろんな状況があつてわかりませんが、そういう夢は持っております。

今度のところは、その川の反対側です。議員さんのおっしゃるように、目的というのと、相当現実的な話をするわけですが、その目的は持っておりませんが、これは私の夢ですから、お聞きになっていて、聞き流していてももらいたいんですが、私は急なカーブをなくしたいと思っているんです。今の下流側のところに残土が道と平らになりますと、非常に両方の道が接近するわけです。そうなったときに、いつかはあそこに橋をかけて短絡させたいなと、こういう夢を持っております。そんなことがもし可能だとすれば、地形を変えることもいいでしょう。

ですから、その目的というふうには言い切れませんが、最終的に平らになってでき上れば、だれが見ても接近しますので、そんなことを次の町長さんなんかやるんじゃないですかね。そんなふうにお考えください。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。5番、西藤努君。

5番（西藤 努君）5ページの歳入の部分で、地方債が今回確定したということで、これは辺地債の事業ですので、トイレ改修となっております。このトイレのことで聞かれますが、全ての辺地債の金額がこのトイレ改修に投入されると思うんですが、どのようなトイレになるんですかね。結構大きな金額ですので、全面改築になっていっちゃうのか、お客さんに満足してもらうような内容になっていくのか、その辺の思いというんですか、イメージをちょっとお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君）岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君）今ご質問のありましたものは、 Gondola 駅車の下に、今、改修工事、ほとんど終わりですんで、多分ではないんですが、冬山開きのときには皆さん方にご披露ができるかなと、そんなふう感じております。

今まで、通年トイレを使うといいですか、白樺高原であけている施設が、今の蓼科荘の前の大きな駐車場の部分と、それから Gondola 駅車の下ということでずっとやっていたんですが、なかなかお客さんからすると見づらいところにあつたかなと。今言った、表示も、男子・女子というのがもっときちんと明るい感じで見せよう。それで、入りづらいというような問題もある

ったわけですが、それが明確にわかる場所と、そんな表示をしながら、今言った、身体障害者の皆さんもそうですし、使い勝手のいいものにしていきたくて、そんなことで今やっております。

洋式に変わります。今までは、なかなか人が使ったところの後というような時代があったんですけれども、今はそれはございませんで、使い勝手のいいもの、洋式のトイレに改良をしていくということです。金額につきましては、ちょっと私、ここ手元がないんですけれども、前の表示看板をご存じだと思いますが、高原ホテルとの間のところにありますアールのかかった表示看板ですけれども、これについても表示をもう少しきれいな形にしていきたくて、見やすいものにしていきたくてということで、今進めて、ほとんどでき上がっています。そんなようなことで、トイレだけではないということです。あの蓼科牧場という表示の中に、今までちょっと見づらかった施設の案内もしていくという形の中で、今回の予算になっております。

議長（滝沢寿美雄君） 5番、西藤努君。

5番（西藤 努君） では、ほぼでき上がって、これはよかったんですが、これは課長の判断でいいんですが、トイレ、私も使ったときに、不満ではないんですが、やっぱり満足はできなかったというふうな状態もあったんですが、その部分のイメージ、課長の判断で、今年お客さんを迎えるに当たって心配ないというふうな気持ちですか。

議長（滝沢寿美雄君） 岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） ちょっと落としましたけれども、あのデザインはユニバーサルデザインですので、国外の方が来てもわかりやすい表示になるということですので、今までで、なかなか狭い部分なんですけれども、今後、広く使い勝手のいいものにしていきたくてということで、あの階段の部分を少し改良しましたので、大変使い勝手のいいものになると思います。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありますか。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） その関連になりますが、こちらの今改装しているところに、障害者用トイレというのは、当然設置されるかと思うんですが、その障害者用トイレのところに入るスロープ、その辺も当然考慮されているかどうかということと、実はこの障害者用トイレというものは、県外からその障害者の方がどこへ行くかというときに、一番最初にどこにトイレがあるかということを確認して、旅行に出るなりのおきに出発をする。そのときに、残念ながら、立科町はせっかく障害者用トイレが各それぞれにあったとしても、どこもインターネット上でわからない。今回、それが観光の部分では、特に重大な、出発をするというときですから、そこにそういう障害者トイレが、出発をする東京なり名古屋なり、そのところから出るときにここがないというものが、表示、結局インターネット上でわからないと、ああ、じゃ立科はちょっと難しいからスルーをしようとかという方向になりかねない。正直、お隣の長和町は6カ所あるという表示が出てくるんです。ですので、長和町はどこへ行っても、障害者の人はトイレは心配ないなというような安心感を与えますので、それが観光なのか、正直町づくりなのか、そこら辺はちょっと検討していただいて、あわせてその障害者用トイレもできるという改修工事ですので、ぜひインターネット上で発信ができるような方法もそこへ検討していただきたい、この2点をちょっとお伺いいたしま

す。

議長（滝沢寿美雄君） 岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） 今ご提案をいただきましたけれども、障害者が使えるようなスロープで設計をしているところをございまして、白樺高原にあるトイレは、全て身障者用のトイレがついております。今言われたように、外向きに、きちんと障害者に対して使い勝手のいい、どこに何があるかというような表示の仕方については、今後検討させていただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。9番、箕輪修二君。

9番（箕輪修二君） 9ページの不用品売払、これは10万ということなのですが、3園あって、この前、もう終わったのかもしれませんが、ピアノなんかもやりますよ、売りますよなんていうような、何かチラシを見たような気がするんですが、それで3園で10万はえらい安いじゃないかというふうに思いますが、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいのと、14ページの保育園の園歌作成委託料云々、これは120万載っていますが、これは近在の保育園には、保育園の園歌というようなものは、私は別に賛成とか反対とかじゃないんですが、初めて聞くような気がするもので、どのくらいあるものなのか、ないものなのか、またこれは、できたらプロの歌手にでも歌わせて、レコードでも吹き込ませるのか、あるいはこの著作権みたいなものはもうみんな買い取ってしまうのかということをお聞きしたいと思います。

それともう1つ、17ページの雇用促進事業補助金、これは多分、1年以上、町外から勤めればこれだけの補助金を出しますよと、1人30万円というようなことだと思いますが、今まで何人ぐらい、そのことによって勤めてもらえたのか、また効果はあったのか、効果があるから、またずっと続けていくのか、その辺のところをお聞きしたいんですが。

議長（滝沢寿美雄君） 初めに、笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） それでは、私のほうから、不用品の売払収入の関係につきまして、ご説明をさせていただきます。

金額は、まず10万円ということで、これは確定の金額ではございません。どのくらい販売というか、購入できるかということがわかりませんので、頭出しという考え方の中で、10万という計上をさせていただきました。実際には、所管は保育園のほうになりますけれども、購入する品目については、大小ございますけれども、300点以上ございます。先ほどのお話のピアノから食器類といいますか、小さなものまで含めますけれども、そういう中での購入という形をとるということでございますので、当面10万円という形で、また補正、決算のほうでお示ししていきたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 真瀬垣たてしな保育園園長。

たてしな保育園園長（真瀬垣妙子君） 先ほど総務課長さんが申し上げたとおりでありますけれども、つけ加えさせていただきますことは、ピアノにつきましては、今現在入っている、購入されたコダマ楽器店さんのほうから、一応見積書をいただいております。そんな中で、千草保育園と若草保育園につきましては、一応見積額がついております。そして、三葉保育園につきましては、一応査定額はゼロということで見積りをいただいております。そんな中で、一応8万円の査定額をいた

だいているんですけれども、もしコダマ楽器店さんのほうに販売するような形になるとしますと、そこに引取費が1台1万5,750円かかりますので、5万弱というような形になろうかと思っております。しかしながら、購入される町民の方がどの程度の値段をつけてくださるか、ちょっとわからないんですけれども、そこら辺は、ピアノにつきましてはまた上司のほうと相談しまして決定していきたいと思っております。そして、あと細かい備品等につきましては、一応15日の9時から3時に販売予定であります。そして、購入者の中で一番高い値段をつけた方にお売りするというような形になっておりますので、そんな状況からまた結果が出ると思えます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 塩沢教育長。

教育長（塩沢勝巳君） 私のほうから、園歌、保育園の歌についての回答を差し上げたいと思えます。

私の承知しているところでは、県内でも2～3あるようでございます。正確な数字で全部調べたわけではありませんが、聞いた範囲ではその程度というふうに思っております。

それから、もう一つ、先ほどは、多分著作権についてのお尋ねだとも思うんですけれども、まだ接触しているという段階ですので、全くその辺のところは加味してありません。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） 雇用促進事業の補助金の関係であります。この補助金につきましては23年度から行っておりまして、昨年度までに7名の方が対象となって、それらのお勤めになっている、これは会社、企業のほうに30万円ということで補助がされているものであります。

本年度、それぞれの企業訪問というものを4月から開始している中で、今回、補正にも上げさせていただいていますように、そういった中でこの事業の対象になる方、そういった方がおりますということで、今回補正させていただいておりますけれども、本年度については、今4名であります。

これまでに、この事業でありますけれども、雇用されている期間が、暫定的に期間が決められている方だけの対象ということで、この事業ということでありました。この要綱についても、そういった企業訪問等によって、まだまだそういった方々がいらっしゃる。また、そういうような形の中で、要綱の変更等も、今年度、1年延長というような形にはなりませんけれども、させていただいているところであります。

考え方といたしまして、やはり町内へのこういった雇用の促進というところでは、それぞれの企業さん、その勤められる個人よりも、こういった形の中で企業へというのが一番いいのかなというふうに考えておりますし、この事業についても、今後こういった形というものについても、これから検討しながら、継続的な形を踏まえた中で検討していきたいというふうに考えております。

議長（滝沢寿美雄君） 9番、箕輪修二君。

9番（箕輪修二君） 保育園の園歌のことですが、これは大ヒットでもしてもうかるかもしれませんので、版權のほうはきちっとやっておいていただきたいというふうにも思えます。

それと、雇用促進のほうなんですけど、これは7名ということですが、その企業に行くわけです

が、その企業は7名で何社だったのかということと、それから課長としてはこれはとても効果があったと、この各30万円は無駄ではなかったというふうに考えられるか、その辺のことをちょっとお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） これまで何社かというような形の中では、昨年までが3企業、3社でございます。今年度については、そのうちの1社と、また新たな中で1社ということで、今年度2社。合計で、今までこの事業の補助を受けられているところは、全部で4社になります。

この事業について、その企業がどういうふうに思われているかとかこの事業の効果ということでもありますけれども、やはり企業訪問等、今年度からずっと行っているわけですけれども、非常に企業さんにとっては、雇用する面においても、また企業実態においても非常に効果があるのかなというような判断だと思いますし、私のほうもそんな形で、今考えているところです。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） 21 ページですが、電算の関係ですが、今年で、今年度というか、来年の4月ですか、パソコンのXPが終了するというので、これはここの台数は何台かですが、再利用についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思いますが。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） お答えします。

これは、小学校、中学校のパソコンですが、今、正確に何台ということはわかりませんが、数十台のパソコンが導入されております。これは、2010年に文科省の補助、半分をいただいて備えたわけですが、今回、XPのサポートがなくなるということで、セブンに乗りかえるということで、300万余を計上してあります。

なお、このパソコンも、しばらくすると耐久年数が落ちてくるので、これについては文科省のほうで順次更新するという方針はまだ出ておりません。ゆくゆくは出るのではないかと期待しておりますけれども、またそういう更新の時期が来ましたらご相談する部分もあるのかなというふうには思っております。

この導入されたパソコンですが、全部で236台です。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君） 導入されたのは236台、また役場でも、今使っているパソコンも相当あると思うんですけども、このXPの取り扱い、今後どうされるか、この236台もそうですけれども、236台を、これは使えないわけじゃないということですが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりでございます。役場庁舎、事務所のパソコンについては、前回お願いをいたしましたけれども、機種が大変古いという中で更新をしていくということです。小学校、

中学校につきましては、まだ機種が新しいと、当然設定を変えれば使えるということで、バージョンアップをして、今の機種をバージョンアップをして対応をしていくと、その変更委託料を今回計上をさせていただいたということでございます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君） その今の関連ですが、機種云々もそれですが、バージョンアップする際の、そのセキュリティの問題があるかと思えます。基本、小・中・高、保育園もそうですけれども、個人情報非常に中に含まれているものなので、当然委託料の中にも、そのセキュリティのシステム関係もきちんと対応されていくんだと思っておりますが、そのあたりのお答えをお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） 昨今、情報の管理について、県教委、国のほうからも大分指導を受けております。個人情報が載っているものについては校外へは出してはいけないと、もしくは管理職の許可を得てから出せというようなことになっておりまして、一応教員のほうはそれを遵守しているというふうに思っております。

なお、外部と自由にできるパソコンの数というのは、それぞれの場所で決まっております、どれも自由にできるというわけではありません。また、県の指示で行ってはいけないサイトへは飛べないような、そういうシステムになっております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） 先ほど同僚の議員から質問があった件でございますけれども、ちょっと時間がずれて、また再質問という形になると思えますけれども、地方債補正で工事費が確定して、1,380万というふうに減額をされた。ゴンドラ下のトイレに関しては、3月の予算審議の中で、今後のスキー場のあり方、それから観光センターのあり方というものを見きわめる必要があるだろうと、それから近距離に観光センターのトイレが、十分なものがあるだろうと、それから早朝到着者のために常時開設をするということに対しての必要性があるならば、それに対する対案を提案も委員会の中でさせていただいたと。こういう多額な金額をかけてスキー場の価値が高まるならば結構でございますけれども、必要最低限度の改修にとどめるべきではないかということ予算審議の中でも申し上げた。その後、検討された結果が、今回、こういう多額の改修につながったのかどうか、検討結果について教えていただきたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君） 岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） この前、観光センターの2階のトイレを使う方法もあるではないかというような提案をいただきました。それについては、やはりセキュリティの関係やらがございまして、それはまず無理だという考え方に至って、今の建設に入ったわけです。

それから、通年営業といいますか、トイレをあけておくには、やはりそれだけの管理が必要でして、蓼科荘前の大きな駐車場のトイレにつきましても、この冬期間のガス代というのは大変大きなものです。そういうものもないと、トイレの管理ができません。通年使ってもらうには、やはり暖かくして、なおかつ今言ったようにユニバーサル的なもので表示もしながら、なおかつ使

い勝手のいいものというふうになっていくと、結構高価なものになるということです。

ただ、普通の公衆トイレという定義に関しては、やはりユニバーサルデザインという形をとりますと、それなりの高価なもので仕様が決まってくるというふうに感じています。それなりきの中では、今回確定をしております1,380でしたか、この額になったというのは、あの規模はそんなに大きくございませんので、その中で何とか設計を組みながら工事ができたかなと、そんなふうに感じています。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）それでは、22 ページ、これは所管でございますけれども、社会教育総務費 413 万 4,000 円の減額に関して、昨日全員協議会の中で、歴史民俗資料館の取り壊しの延期、その原因としてアスベストというものが出たということで、説明の中では飛散をする恐れはないというご説明がございましたけれども、この結果を受けまして取り壊しを延期したという事実、それからアスベストが出ているという事実、これについて地域住民に対してどのように告知または情報を伝達されるのか、その辺についてお伺いいたしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君）いずれにしましても、これは事実でございますので、近隣住民にはそのような旨、何らかの方法で広報をしていく必要があるのかなというふうには思っております。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）18 ページの観光総務費でお伺いいたしますが、観光一般経費で、今回携帯ストラップを追加をするという説明がありましたが、過去のストラップがもうそれだけ有効活用されたと受けとめてよろしいのでしょうか。

それで、さらにこれに関して追加をしますと、最初のストラップは販売して売れたからなくなったのではなくて、当然配った、地域のPRをするために配られたというふうに解釈をしているんですが、今度の追加に関しても、新たにそれを配るという目的で追加をされるのでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君）今ご指摘のとおり、あくまで、最初からストラップにつきましては、観光宣伝用に観光課のほうで予算立てをしてPRに使うという考え方でずっと来ております。その中で各イベント等が結構ございまして、この冬もそうですが、各駅であったり、それからスポーツ店であったり、そういうときの宣伝に使っているということでございます。あと、抽選会ですとか、そういうものについても、欲しいという場合についてはこちらのほうから出していくという状況でして、本年度、もうほとんど終わりですので、この冬のシーズンで2,000 を使いたいと、そんな計画でおります。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君）まとめて質問いたします。2点ほどですので。

11 ページ、地域情報通信費の中の緊急復旧工事というのがございますけれども、これの復旧をするために、何か原因があるかと思っておりますけれども、原因と、その箇所についてご説明いただきたい。

それから、16 ページ、農業再生事業経費補助金 94 万、この内容についてご説明いただきたい
と思います。

議長（滝沢寿美雄君） 青井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（青井義和君） 光ケーブルのほうの緊急の復旧工事ということでありま
す。これにつきましては、電柱、光ケーブルが共架している電柱がございますけれども、この電柱、中部電力
の関係で約 30 センチほど共架の部分を下げるというのが今年度中に行いなさいというのが、役
場から古町側に向けての電柱 3 本の部分がございます。

それと、もう 1 点につきましては別荘地内でございますけれども、別荘地内の木が朽ちてしま
って、それによってケーブル自体が断線してしまったというものが 1 件であります。

議長（滝沢寿美雄君） 中澤農林課長。

農林課長（中澤文雄君） お答えをいたします。

これは経営体育成交付金事業でございます、これは五輪久保のリンゴ屋さんでございますけ
れども、現在、木が腐乱病ですとか、いろんな条件で改植をせざるを得ないというような状況に
なっておりまして、その改植抜根用のバックホー 1 台を購入するための補助金でございます。
よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。1 番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君） 2 点質問します。

まず、14 ページ、説明文のところに、子ども子育て新制度対応ということがありますが、こ
れの説明を伺いたいのが 1 つ。

それと、もう 1 点は、その下の 15 ページにあります地域医療対策事業経費、この事業経費と
いうものがどういうものなのか、この説明をお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 初めに、真瀬垣たてしな保育園園長。

たてしな保育園園長（真瀬垣妙子君） 新制度に対しまして、国のほうでは 27 年 4 月施行に向けた運用開
始に当たり、国の統一基準に従って、市町村でもサービスの提供を打ち出してきています。そん
な中で、今回、細かく決まってきた、まだ決定ではありませんけれども、保育の必要性の認定に
当たりまして、国では、事由については、今の事由に枠の広がりをつけて内閣府令で定める事由、
区分につきましては長時間保育、短時間保育の 2 通り、あと優先利用としまして、1 人親とか虐
待の恐れのあるケースの子供たちを優先的な認定のほうに持ってくる、そんなような改正があり
まして、一応申請用紙から始まって認定書の発行と、大がかりなシステム変更の導入がかかわっ
てきております。そして、また全国総合システムの構築ということで国とのやりとり、そしてま
た県との伝達・照会、それから国との公表、変更情報の提供も加わってまいります。

そんな中で、今回、補正をお願いする理由としましては、今年度中に一応予算の見積り、そし
て契約締結を条件に国からの交付金が決定されるということでの条件でありましたので、今回、
予算計上をお願いするわけです。そして、26 年度の事業によりまして精算となる予定でありま
す。ですので、ちょっと繰越事業の予定になるかと思われま。以上のような点ですので、よろ
しく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）この関係につきましては、佐久総合病院の佐久医療センター、施設等の整備事業に伴いますところの佐久広域連合の地域医療再生対策事業費の分担金の関係ということでお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）では、最初の子ども子育てに関係しているところを、もう一度質問させていただきます。

この子ども子育て新制度対応というのは、子ども子育て支援事業という、国がやはり保育園関係に待機児童をなくそうというような動きの中で、地域のニーズを把握してほしいということでアンケート調査を依頼しているものもあるかと思うんですが、そのアンケート調査もこの事業の中に組み込まれているわけでしょうか、それを先にお伺いします。

議長（滝沢寿美雄君）真瀬垣たてしな保育園園長。

たてしな保育園園長（真瀬垣妙子君）アンケート調査につきましては、既に予算要求してあり、通っている状態であります。そして、経過状況につきましては、10月に策定委員会の要綱等できまして、その中で部会と策定委員さんの会議を設けてありまして、まず部会のほうで二次調査の質問、調査表の内容は通っておりまして、それで今度策定委員会のほうで決定して、一応二次調査を12月にする予定であります。そんな予定の中からお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君）11ページですけれども、企画費の中にコミュニティ補助事業ということで補助金が250万、外倉ということですが、この内容についてちょっと説明をいただきたい。コミュニティ補助事業というのは有利な補助事業なんですけれども、これは毎年、県関係だと思うんですが、あるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それで、この申請が、各地域にチラシで配ってきた経緯があるんですが、どうも時期的に、申請する時期が短期間過ぎて、この事業をやりたいと思ってもできない状況があるんですけれども、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）中村町づくり推進課企画調整幹。

町づくり推進課企画調整幹（中村茂弘君）お答えします。

まず、250万の内容ですけれども、外倉の獅子に対する屋台とか太鼓等の経費の内容です。

まず、コミュニティ助成事業につきましては、県に申請しまして、宝くじの補助金等の内容になっておりまして、毎年これについては予算はあります。あと、町村等でいかに申請を上げるかという形になりますので、多くの自治体等で申請していただければいいと思います。時期的なものについては、来年の予算を鑑みて、今の時期でやっているということです。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。5番、西藤努君。

5番（西藤 努君）それでは、23ページをお願いいたします。教育費の中で、いよいよふるさと交流館が来春、4月からスタートするという形でございます。この中で、今回、パネルとか映像コーナー機材とかという形で補正が上がってきております。ちょっと2点ほど聞きたいんですが、この

映像コーナー、機材ということで、説明では、その映像を流すんだというふうな説明だったんですが、来年から管理というか、そこを使用する団体さんは1人、事務処理ですので、そう多くはないと思うんですが、その管理の部分、その部分がどのようにされていくのか、案内もありますし、説明もあると思います。清掃もあります。この中で、今回、そこに入る皆さん、団体さんの管理に委託されていくのかどうなのか、その辺をちょっとお聞きします。

それから、映像コーナーのイメージ、ちょっと私もはっきり思い浮かべませんので、こういうものだというものをちょっと説明いただければなと思います。

それから、もう1点ですが、全協の説明の中で、地域住民の皆さんに有効利用してもらいたいという話があったんですが、地域住民となるとちょっと狭くなっていくかと思います。ただ、地域の中では、例えばそこに地域、その部分の皆さんしか使えないというふうなものが、ほかの地域の皆さんに、そういうことで、ちょっとそんなような批判があったら困るねという話もあります。

それから、もう1点、近々、ちょっと過ぎたんですが、地域に説明していると思います。その説明の内容と、それから地域の反応、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） シルバー人材センターのほうで事務所を入れていただいて、管理運営はシルバー人材のほうに委託するというので、それ以上のことはまだ決まっておられません。細かい内容はこれから詰めていく段階でございます。

映像でございますが、多くの資料館や博物館でもありますけれども、ボタンを押すと自分の好きなDVDが放映されるような形でお客さんが見たいものを見ると。具体的には、昭和40年代の芦田塾を撮った映像がDVD化されています。それとか、観光課でつくったDVDがありますので、それらを用意しておきたいと、今のところ思っております。

先々週、地元の方、それからいろんなボランティアサークルもございまして、その方々に説明を申し上げました。長年、住民の方も希望されていたので、おおむね受けとめは好評だったかなというふうに思います。やはり、何らかの形で地元の方もかかわりたいというご希望がかなり出ました。それらにつきましても、もともとその地区だけではなくて、町全体の資料館でございますので、そこら辺、調和がとれるように、両方を考えていきたいというふうには思っております。

3階については、例えばさまざまなサークルがありますので、そのたまり場にしてほしい等の意見等もありました。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 5番、西藤努君。

5番（西藤 努君） 今回、決まって、来年からそういう形になるんですが、町長はそこを地域活性化の拠点にしたいというお話をされたと思います。地域住民、先ほど次長のように、何日いろんな夢を持っている方がおるようです。その場合、地域に開放する、全体に開放するとなると、やっぱり夜間も使っていくと思いますので、管理は人材センターにお願いするということですが、結構

人材センターさんも費用がかかってくると思うので、その辺はこれから詰める部分も多々あると思いますが、やはりしっかりとこの拠点になるようお願いしていきたいなど、そんなように思います。特に、スタートの段階、行政側がしっかりとサポートしていかないと回り着かない、流れができないと思いますので、双方でしっかりと道筋がつくまで支援等をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時30分です。

(午前11時12分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

ここで、荻原建設課長より発言を求められていますので、発言を許可します。

建設課長（荻原邦久君） 先ほどの条例改正の件でございますが、立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の中で、橋本議員さんからの質問がございました。その説明の補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、第11条の「隔月徴収とする」の部分を除いたということで、徴収の方法がよくわからないというようなことでもございましたけれども、この部分につきましては、納入通知書または口座振替の方法により徴収するというふうに、今度訂正するものでございます。

それで、この納入通知書の中に、納入通知書では使用期間、この振替予定日、ここには奇数月の25日というふうに、そういったことについて明記されてございます。納入通知書の発行日、使用期間、振替予定日、こういうものが納入通知書に記載されております。したがって、この納入通知書によって徴収するというところでございます。よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） 私の言っていることを理解をされていないのが今の説明であって、納入通知書にそういう記述が規定される、それを定めているのは何ですかということです。何が定めなのか、何かで定まってから期日が規定されてくる。その振替の期日とか支払の期日、それを定めているのは何ですかということです。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 今、課長のほうで別の視点から申し上げたのではないかと考えております。先ほどの橋本議員さんの質問の趣旨はわかっております。

◎日程第13 議案第80号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第13 議案第80号 平成25年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）

についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 14 議案第 81 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 14 議案第 81 号 平成 25 年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 15 議案第 82 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 15 議案第 82 号 平成 25 年度立科町水道事業会計補正予算（第 3 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 16 議案第 83 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 16 議案第 83 号 平成 25 年度立科町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。5 番、西藤 努君。

5 番（西藤 努君） それでは、1 点お願いします。

今回、建設改良費の減額で出てきております。リフト整備、それからキッズウェイを設置しない、ワゴン車 1 台ということで、結構な大きな金額が減額しているんですが、この減額したわけを再度説明いただきたいのと、リフトの整備費、今まで減額しています。この安全担保、安全性、この部分もどのような状況で整備費を先送りしたのかということ、その 2 点をお聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） お答えをいたします。

まず、最初のリフト整備費の 962 万 9,000 円の減額でございます。これにつきましては、毎年、当初予算のときに整備計画、最終的には 5 年ぐらいの整備計画をしているんですけども、ローリングをしながらきていたり、それから今言いました振動検査というものを大変重要視しています。そういうものを見ながらやるんですけども、当初計画していた中で、振動検査、それから各夏期整備の中で検査をしたところ不要になったと、もう少し使えるではないかというようなことで、この前提案をしたときにも申し上げましたとおり、ゴンドラリフトにつきましては、山麓にあります折返滑車整備、これについては振動検査は出ていました。これはまだ使えますということで、先延ばしをさせていただきました。

それから、電気整備点検、これにつきましては、これだけで350万円以上かかってしまっていて、できればこれについては26年度の当初のほうで計画をしていきたいということになっています。

それから、南平第1ペアリフト、それから第3ペアリフトにつきましては、この支えい索の交換なんですけれども、これは当初で盛っていました。これは、耐用年数が過ぎてきているので、当然交換していくべきだということで計画をしたんですけれども、その索条の検査をしたところ、まだ使えるということで、これも先延ばしをさせていただきました。

それから、2目の固定資産の購入ということで、白樺2 in 1 スキー場のコアハウス側でキッズウェイを設置して子供さんへのサービスをしていきたいと、そんなような形でいたんですけれども、これにつきましては、昨年ながら、国際スキー場につきましては白樺高原観光協会のほう、それからルミエール側では丸茂さんをお願いをして、大変いい成績になったと。2 in 1 では、上と下というような言い方でいたんで、両方ともというようなことではありましたが、実は相談をしながらいたときに、池の平ホテル自体では、ホテルに直営の大きなキッズウェイができていて、それでお客様の取り合いになったり、それから位置的にどうだというような点検を、いろいろ検討をされたようでして、今はコアハウス側にはその無料ですか、そういう場所をエリアとして持っています。そこへやったり、もういろいろ考えているんですけれども、それはもう少し待とうではないかということで、実は春先まではいろいろ検討してきた結果があったんですけれども、これについては先延ばしをさせていただくということで決定を見えています。

それから、もう1つ、送迎用のワゴン車、これについても耐用年数が来ていたり、見た目も結構傷んでいましてという形でいたんですけれども、これにつきましても、やはりまだ使えるという状況の中で、資産減耗費のほうでもございますが、固定資産の除却ですか、そちらのほうでも減額させていただいて、ワゴン車1台についてはもう少し使おう、そういう形でいます。そういう状況でございます。

議長（滝沢寿美雄君）5番、西藤努君。

5番（西藤 努君）ちょっと業者との話し合い、競合というか、圧迫というようなことで、キッズウェイはちょっと見合わせしたということで、やっぱり似たような事業をしていますから、その辺の配慮もしながらということは、それはそれでいいのかなと思います。

ワゴン車も、今聞きました。あまりいい状態ではないんですが、結局我慢して使うということで、気の毒な部分もあるんですが、やっぱり必要なものというのは必要ですから、その辺は、非常に経営的には厳しいんですが、安全性を確保できそうもないのにやるということはやめてもらいたいと思います。従業員というか、スタッフがおりますので、その辺も、しっかりとスタッフ側の安全も考えながら進めてもらえればと思います。

先送りの理由はわかりました。先送りすることによって、今年よりか、来年のほうがもっとひどくなるということのないように、しっかりと安全を確保しながらやっていただきたいと思います。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 17 議案第 84 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 17 議案第 84 号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。7 番、橋本昭君。

7 番（橋本 昭君） 町有地貸付の、この不納欠損、これは次から第 87 号まであるわけですが、これについては考え方を教えていただきたいわけですが、不納欠損をいつまでも残すということは、調定額がそのままずっと残っていて、地方交付税法上にも影響を及ぼす内容ではなかろうかなというふうに思うわけですが、中身の調定年度をいろいろ見ますと、84 号でいくと、平成 24 年が一番新しいものですが、そのほかのものについては、非常に古いものの中にある。そうすると、その調定額をずっと維持しているということ自体が逆に問題じゃないだろうか、もっと早めの処理ができなかったのかなという、いろんな裁判の判決だとか、そういうことで処理が遅れるという部分もありますけれども、もう絶対にもらえないものはもらえないわけでありまして、その辺について処理が、今回、一発でこういういろんな形で出てきておりますけれども、経過、どういう状態だったのか、そこだけご説明いただければと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井恒翁君） お答えをいたします。

議員さんがおっしゃられるように、調定年度、古いものから新しいものまでということがございます。その間、鋭意努力をしながら、徴収できる手法を探ったという経過はございます。

特に、町有地につきましては新しいわけですが、確実に徴収できるという見込みが絶たれてしまったという理由から、比較的最近のものまで不納欠損処分をしていきたいということになっております。

ほかのものにつきましても、同一者もおりますので、今まで頑張っては、それぞれの所管の中で努力はしてきたけれども、重なる者についてはもう見込みが完全がないという中で、今回、一緒に議案として上程をさせていただいてあるということでございます。努力をしてきた中でのこの結果ということでご理解をお願いをしたいというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 18 議案第 85 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 18 議案第 85 号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 19 議案第 86 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 19 議案第 86 号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 20 議案第 87 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 20 議案第 87 号 索道利用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。1 番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君）この索道利用の不納欠損に係るといふ、このものに関しての詳細をちょっとお伺いいたします。なぜかという、ほかのものは、基本的にライフラインにかかわるものですので、急にストップをすることは難しいものかとは思いますが、この索道事業の利用料というものは、基本営業なり何なり、仕事の上での活用するものですよね。ですので、ちょっとその詳細をお伺いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君）索道利用料の不納欠損、この中身につきましては、パック契約をされていたホテル、ペンションが最終的には破産、それから会社更正法によるものということで、これは確定した年度が、調定年度については 19 年ですけれども、会社更正法については、ちょっと中身はあれですけれども、一番近いところで決定になったということの中での権利放棄ということでございます。あくまで、パック契約をしますと、月々の精算が、例えば 1 月ですと、1 月の利用の状況で、2 月の頭から中旬ごろに請求がまとまります。それを請求をしていくということになりますと、約 1 カ月ぐらいかかってしまうということです。今、大きなエージェントですと、もつとかかっちゃいます。2 カ月ぐらい。

徴収の方法、やはりなかなか、預り金の考え方になりますか、あくまでこちらは券を売って、それについてのお金、お客さんからお金を預かっているだけということなので、これはきちんとしたいということの中で、やはりこの徴収といいますか、お金のやりとりの中で、やり方がまずい方につきましては現金での券の引き換えと、パック契約はしますけれども、そんな方法もとったり、ですけれどもスキー場にお客様に来ていただく、そんなような形の中では広くやっていきたいと、そんなような考え方でいます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）1 番、榎本真弓君。

1 番（榎本真弓君）そうしますと、その 1 回のパック券の販売枚数、販売金額、それはそのときそのときはどういうふうに変更されていますでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君）ご存じのとおり、パック契約の単価は同じです。それで、枚数は、例えば前年

度の実績みたいな形でしょうか。それから、事前に1週間ぐらい前とかにお客さんが来るんで、お願いをしますというような形の中で、手続をとりながらやっております。事務所のところへ来て、券を何枚から何枚、それは受領した、いつだれが来て受領しましたということの情報をつくってありまして、それで券と引き換えをしていくという形でやっておりますので、料金については同じです。皆さん同じ、町内、町外関係なく、パック契約をされている施設については同じ単価でやっています。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第21 請願第7号

議長（滝沢寿美雄君）日程第21 請願第7号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願についてご意見をお持ちの方の発言を許します。ご意見はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案及び請願については、お手元に配付いたしました議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後1時51分 散会）